主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人登石登の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれども、その実質は 事実誤認の論旨に外ならず、被告人の上告趣意(後記)もまた事実誤認を主張する ものであつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また記録を精査 しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月九日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官